

東区生活交通改善プラン(前期計画)の計画期間延長について

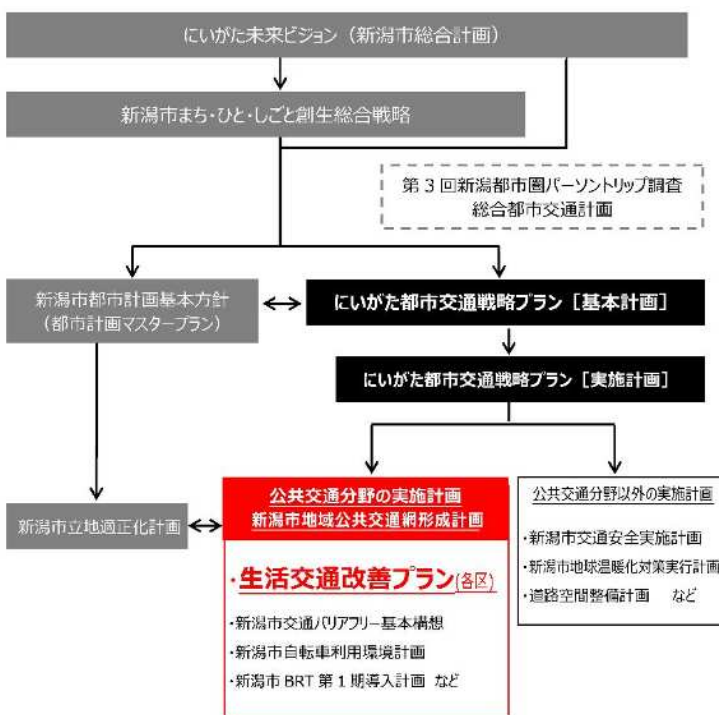
東区生活交通改善プランとは

令和元年7月に策定した「にいがた都市交通戦略プラン」及び、これの実現へ向け策定された「新潟市地域公共交通網形成計画」を上位計画とした、東区の実情に応じて必要となる具体的な交通施策などが定められた実施計画

…▶次期(後期)東区生活交通改善プランの策定にあたっては、上記計画に基づくことが必須となる

東区生活交通改善プランの現状

現行のプランは令和2年度から4年度までの3か年計画となっており、令和5年度から次期(後期)改善プランの開始される予定となっていた



上位計画である「にいがた都市交通戦略プラン」「新潟市地域公共交通網形成計画」の改定にあたり新型コロナウイルス感染症による大幅な減少を踏まえ、この影響を考慮するための調査を実施し計画に反映させる必要があり、改定作業に通常以上の期間が必要となった

以上を踏まえ、次期(後期)東区生活交通改善プランを検討する時間を十分に確保し、上位計画に即した効果的な計画とするため、**現行(前期)のプランを令和5年度まで延長する**

- ①現行(前期)の計画期間を令和5年度まで延長し、令和5年度中に次期(後期)改善プランを策定
- ②令和5年度に実施する事業内容は、令和6年度からの次期(後期計画)改善プランを見据え、令和4年度の事業をベースに決定するものとする

計画期間(予定)

年度	令和2年度～令和4年度	令和5年度	令和6年度～令和10年度
にいがた都市交通戦略プラン(実施計画)	現行(前期)計画	現行(前期)計画を延長	次期(後期)計画
新潟市地域公共交通網形成計画	現行(前期)計画	現行(前期)計画を延長	次期(後期)計画
東区生活交通改善プラン	現行(前期)計画	現行(前期)計画を延長	次期(後期)計画